

新生活の 手続きは お早めに

【詳細】 戸籍住民課 ☎ 381-1020

市役所本庁舎のほか、以下の窓口でも手続きができます

住民登録の異動・証明書発行

市大麻出張所 平日 8:45～17:15
(大麻中町 26-4 ☎ 382-4855)

大麻出張所で可能な手続き
住民登録の異動、各種証明書の発行（住民票の写し、印鑑登録証明書、印鑑登録、戸籍の証明書）、戸籍の届出、税務に関する証明書の発行

証明書発行のみ

証明交付窓口 平日 8:45～17:15 ※

- 水道庁舎内証明交付窓口（萩ヶ岡1-4）
- 市民交流施設証明交付窓口（東野幌本町 6-43）
※ 市民交流施設のみ平日 9:00～17:15
- 豊幌地区センター証明交付窓口（豊幌 686-10）

取得可能な証明書など ※住所の異動は対象外
住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の証明書（豊幌では取り扱いません）、税務に関する証明書

夜間証明交付窓口

火・木 17:15～20:00

【毎週火曜日】… 祝日を除く

- 市民交流施設証明交付窓口（東野幌本町 6-43）

【毎週木曜日】… 祝日を除く

- 市役所本庁舎戸籍住民課（高砂町 6）

取得可能な証明書など ※住所の異動は対象外
住民票の写し、印鑑登録申請、印鑑登録証明書、戸籍の証明書

※ 証明交付窓口・夜間証明交付窓口では、広域交付による住民票は取得できません。広域交付による戸籍の証明書は、市役所本庁舎戸籍住民課でのみ取得できます

窓口が混み合います

引越しをする方は、住民登録の異動届出が必要です。この届出は、国民健康保険や国民年金、選挙人名簿への登録などに関わる大切な手続きです。また、マイナンバーカードの住所変更の届出も忘れずに行ってください。

3・4月は新生活を始める方が多く、引越しに伴う手続きで窓口が大変混雑します。手続き終了までに、長時間お待ちいただく場合もありますので、下の窓口混雑予想カレンダーを参考に、時間に余裕を持ってお越しください。

混雑回避のポイント

● 住民登録の異動届出

市役所本庁舎のほかに、市大麻出張所でも受け付けています。転出手続きは、郵送での届出も可能です。また、電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインで転出届を提出することもできます。

● 各種証明書の取得

市大麻出張所や市内3カ所の証明交付窓口で取得することができます。また、マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニなどの店舗で各種証明書を取得することもできます。

3月・4月の窓口混雑予想カレンダー

3月	日	月	火	水	木	金	土
8:45～	3/8	9	10	11	12	13	14
13:00～							
15:30～							
8:45～	3/15	16	17	18	19	20	21
13:00～							
15:30～							
8:45～	3/22	23	24	25	26	27	28
13:00～							
15:30～							

- 😊 それほど混雑しません
- 😐 少し混雑します
- 😞 混雑します
- 😡 とても混雑します

※ このカレンダーは例年の状況から予想したものです。天候などの状況により変わる場合もあります

※ 特に4月1日(水)は窓口が終日、大変混雑することが予想されます。混雑時は、手続き終了までに数時間程度お待ちいただく場合があります

4月	日	月	火	水	木	金	土
8:45～	3/29	3/30	3/31	4/1	2	3	4
13:00～							
15:30～							
8:45～	4/5	6	7	8	9	10	11
13:00～							
15:30～							

ホームページから
窓口の呼び出し状況を
確認できます

以下の URL または
二次元コードから
確認できます。

<https://i-ban.com/ebetsu/>



転出とともに 必要な手続き

【印鑑登録証】

印鑑登録証(カード)を戸籍住民課(☎ 381-1020)へお返してください。

【水道・下水道】

引っ越しする3日前に、水道部営業センター(☎ 385-4987)へ転居先をご連絡ください。

【各種医療費の受給者証】

子ども・ひとり親家庭・重度心身障がい者の各種医療費受給者証を医療助成課(☎ 381-1403)へお返してください。

※ 引っ越し先の市町村で医療費助成の申請をする際、所得課税証明書(課税年度の1月1日現在、住民登録のある市町村で発行)が必要な場合があります。引っ越し先の市町村の担当窓口にお問い合わせください

【各種保険証】

国民健康保険資格確認書を国保年金課(☎ 381-1028)、後期高齢者医療資格確認書、介護保険被保険者証を医療助成課(☎ 381-1403)へお返してください。

【標識が江別市の原付バイク(125cc以下)、小型特殊自動車】

「標識(ナンバープレート)」と「標識交付証明書」をお持ちの上、市民税課(☎ 381-1012)で廃車手続きをしてください。引っ越し先の市町村での登録に必要な「廃車申告受理証明書」をお渡します。

【① 4輪軽自動車、 ② 2輪バイク(125cc超)】

転出に伴い車両の定置場所が市外になる場合は、登録変更の手続きが必要です。市役所では手続きできません。以下へご連絡ください。

①の連絡先：全国軽自動車協会連合会札幌事務所 ☎ 768-3955

②の連絡先：北海道運輸局札幌運輸支局 ☎ 050-5540-2001

【公立小中学校の転校】

現在の学校から、新しい学校での転校手続きに必要な「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けてください。

【詳細】 学校教育課 ☎ 381-1058

市外へのお引っ越しは

転出手続きをお忘れなく



進学や就職、転勤などによる転出の届出は、予定日の2週間前からできます。

窓口での届出

▼ 必要なもの

本人確認書類、マイナンバーカード、委任状(本人と別世帯の代理人の方が届ける場合)

▼ 受付窓口

市役所本庁舎戸籍住民課
市大麻出張所

▼ 受付時間

平日8時45分～17時15分

郵送での届出

次の必要なものを戸籍住民課へ送付してください。様式は市HPや各証明交付窓口にて用意しています。



▲市HP

▼ 必要なもの

転出証明書郵送請求書(郵送による転出届)、本人確認書類のコピー、返信用封筒(宛先を記入し、切手を貼付したもの)、お持ちの方はマイナンバーカード(表面)(特例転出を希望される方のみ)

▼ 郵送先

〒067-8674 高砂町6
江別市役所戸籍住民課 宛

マイナンバーカードをお持ちの方は

オンラインで転出届を提出できます

マイナポータルから、オンラインで転出の届出ができます。このサービスを利用すると、転出の手続きで、市役所への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内で引っ越しをする方が利用できます。

※ マイナポータルを通じて転出の届出をした方も、転入先の市町村の窓口で転入届などの手続きが必要です



詳細は、以下の市HPまたは右の二次元コードからご確認ください。

https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/



24



各種証明書のみ請求される方はご利用ください！
証明書等コンビニ交付サービス

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニなどの店舗で住民票の写しなどの各種証明書を取得できます。各種証明書のみ請求される方は、コンビニ交付サービスを利用すると待ち時間なしで取得できます。

※ マイナンバーカードは有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたものが必要です 詳細は右の二次元コードから▶▶▶

